

## 第1回宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会会議録

- 1 日 時 平成16年5月27日（木）午後2時01分から午後4時まで
- 2 場 所 宇都宮市役所14階D会議室
- 3 出席者 上野節子委員、大根田倭之委員、大堀導子委員、加藤眞早代委員、香取保男委員、笛野美江子委員、佐藤六郎委員、杉田明子委員、杉原弘修委員、田崎真光委員、辻 博明委員、中村明美委員、原沢志壽於委員、平野浩之委員、松本カネ子委員  
(欠席委員 鎌倉三郎委員、寺崎保史委員)  
事務局 横堀市民生活部長、浜崎市民生活部次長、岡地自治振興課長、齋藤自治振興課長補佐、大嶋自治振興課地域安全係長、坂本総括主査、古滝主任
- 4 議 題
  - ・ 会長及び副会長の選出について
  - ・ 会議及び会議録の公開について
  - ・ 宇都宮市における安全で安心なまちづくりについて
  - ・ 今後のスケジュールについて
  - ・ その他

### 1 開会（午後2時01分）

- ・ 横堀市民生活部長が開会に当たって挨拶
- ・ 齋藤自治振興課長補佐が委員を紹介【別添資料1参照】
- ・ 齋藤自治振興課長補佐が事務局を紹介
- ・ 開会に当たり、欠席委員について及び傍聴者がいないことを報告

### 2 議事

- ・ 会長及び副会長の選出について【別添資料2参照】
  - ・ 齋藤課長補佐の進行により、杉原委員を会長に選出
  - ・ 会長の議事進行により、松本委員を副会長に選出
- ・ 会議及び会議録の公開について【別添資料3参照】
  - ・ 事務局説明の後、裁決し、会議及び会議録を公開することに決する。
  - ・ 会議公開に必要な傍聴要領等の作成については、会長に一任された。

## 2 議事

- ・ 宇都宮市における安全で安心なまちづくりについて【別添資料4、5参照】

- ・ 事務局から資料4に基づき次に宇都宮市における安全で安心なまちづくりについて、資料5に基づき安全・安心まちづくりに関する意識調査の結果について説明

会長 本日のところ懇談会にお示しいただいた資料2点について、ご説明いただきました。

犯罪発生状況の資料4と意識調査の資料5です。

資料の説明をお聞きになっておわかりになると思いますが、率直なところこの懇談会で、何を、どうしたらよいのかという基本的な問題があります。非常に難しい問題だと思います。

そこで、いくつか整理して最初に皆様のご意見をお聴きいたします。

この会は、5回ほど開催を予定しておりますので、今日、慌てて一氣にお話いただきかなくても、今日お感じになったことを述べていただいて、残りは次回への宿題とするという方法もありますので、お気づきの点を遠慮なくお話をいただいてよろしいのではないかと思います。

時間としましては、3時50分まで考えておりますので、1時間あります。

できるだけ、各層からおいでになっていただいているので、皆様方からご意見をいただきたいと思います。

この会議を進行させていただくときには、長いお話を途中で切って失礼に当たるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

できるだけ皆様方からご意見をいただきたいと思います。

それでは、どの点からお話をいただいても結構だと思います。私がちょっと整理しましたところ、今の2つの資料に基づいての説明については、3点あ

るかと思います。

一つは、犯罪発生状況と意識調査の資料についてのご意見とかご質問、それからもう一つはこれまで市が行ってきた取組状況についてのご質問、それから三つ目はこういった資料から出てきた課題の取りまとめ方についてのご質問があるかと思います。

これらが質問のジャンルかと思いますが、その上で、皆様のご意見としては、まず、皆さんができるだけ、この懇談会で、イメージを持っておられるかということを、率直にお聞きしたいと思います。

私自身も、実はまだはっきりとしたイメージがないので、皆さんのイメージを聴きながら、参考にさせていただきたいと思っています。

それから、もう一つは、皆さん各自が置かれている立場があります。

いろいろなお立場からおいでになっております。

その立場とこの懇談会のあり方について、何かご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

そして最後の点もご意見として大変重要ですが、これは急ぐわけではありませんが、全体としてはどういう出口、つまり条例になるわけですが、どういう出口が考えられるかということです。

最後には条例という出口を、私たちは通過しなければいけないようになっているようで、途中で、審議はこれで十分しましたのでさようならというわけにはいかないので、そこで、このまちづくり、安全で安心なまちづくりということから、どういう出口を皆さんができるかということをお聞かせいただきたいと思います。

さらに言えば、市、町、村、それぞれにまちづくり条例をこれまで各自治体で作っておりますが、ここでは宇都宮市のまちづくりというのですが、市

のまちづくりというのは本来あり得るのかというところが難しいところです。

市町村といいますが、自治体として市町村といつても、その規模はものすごく違いがあります。

何十万という人口を抱えている市のまちづくりと、人口1万人ぐらいの小さな町のまちづくり、自ら、同じまちづくりという言葉を使っていても意味は違うと思いますので、この当たりについても、皆さんの率直な意見を聴かせていただきましたら大変ありがたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、ご意見のある方から、ご質問でも結構ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

Aさん、お願ひいたします。

A委員 取りまとめ方についての質問になると思いますが、資料4の3ページの第2犯罪多発の背景にあるもので、1番から6番までご説明いただきましたが、この分析ですね、担当者が分析したのか、皆でディスカッションして分析したのかをお聞かせいただきたい。

会長 はい、よろしいでしょうか。

岡地課長 担当者が、すでに各市でつくっているものを分析しながら、それを組織として、課として議論しております。それが十分か不充分かのレベル問題はあるかと思いますが、皆で議論しながら作成いたしました。

A委員 なぜ、そういったことをお伺いしたかといいますと、私としては、少なくとも1番から6番までの間には、外国人による犯罪が急増しているという実態があるのではないかと、観念的なものですが、漠然と、そういった考えをもっていたものですから、その辺はどのように解釈なされたのか。

岡地課長 議論の中ではここに、長引く不況や、経済情勢の悪化の次に、グローバル

化についていれるべきかどうか悩んだところあります。

ですから、表現の仕方はあるかと思いますが、そういった、色々な情報化とかグローバル化とか、出入国の問題などを含めて、世界がすごく身近になったことにより、犯罪も輸出したり、輸入したりすることがあるということも議論したところでありますが、外国人の問題については、人権との関連もございましたので、最初から入れ込むことについては抵抗がありました。

ただ、表現の仕方によっては、グローバル化によって、犯罪が、今までの日本国内のみの問題ではなく、外国からも入ってくるという問題も、捉え方として、社会状況として位置付ける必要があるのではないかということは、検討させていただきたい。

A委員 やはりですね、宇都宮市の安全で安心なまちづくりということで、外国人の問題は関係ないということで処理されてしまうのではなくて、あくまでも現実はこうなのだということを前提として、これからどうするのかということを考えていったほうがいいと思いますので、そのようなことを申し上げました。

事務局では検討したいということですので、そのようにお願いしたいと思います。

会長 A委員のご意見に関連して何かご意見あれば、お願いします。

副会長 私も同感です。

国際化という時代の流れの中で、地元の中でも、とても不安感を持っていいる住民の方たちが多いのです。

ですからどこかに項目を入れておいたほうがいいと思います。

それと、私が補導活動の中で最近特に感じるのは、薬物の規制緩和というのでしょうか、この問題が特に大きなものとして私たち市民みんなで捉えて

いかなければ、大変な時代になってしまうのではないかという気がしております。

今日は、M委員もおみえですから、詳しいお話しさはおいおいいただけるのかと思いますが、たとえば、シンナーですか、覚せい剤という問題ではなくて、簡単に薬屋さんにいくと、それらしい薬を買って飲むことができてしまう。

そういうことについては、子供たちは大変賢いのです。

最近そういった子供たちの姿を非常に多く見かけるようになってきましたので、そのへんのことも私たち大人が気を付けていかなければいけないと思います。

それから、地域を巡回していまして特に感じますのは、独居老人の方ですか、障害者の方、それから子供たちの溜まり場などに行ってそこの親御さんとお話をしますと、K委員も保護司として同じ悩みを持っていらっしゃると思いますが、子供たちがたむろしている場所などで何かありますと、私たちだけですとちょっと心配なので、交番に直ぐ来てくださいとお願いするわけですが、交番はほとんど空なのです。

とにかく地域の中で事件や事故が多くて、交番にはお巡りさんがいらっしゃらないのがほとんどなのです。

交番のお巡りさんとお話をすると、人数的にものすごく足りない、不足の状況で、常駐しているわけにはいかないというお話をいただくわけです。

私たちは、これはとても大きな問題であると思う。

何らかの形で、最近は当番のような形で入って下さっているOBの方たちもいらっしゃるようですけれども、司法関係の方で、地域を巡回するお巡りさんが足りないのだとすれば、それは大きな市民の問題として捉えていく必

要があると思う。

このような視点も、犯罪多発の背景にあるものの中のどこかに入れておいてもいいのではないかと感じました。

会長 ただいまのご意見について、事務局から何かありますか。

岡地課長 交番の問題につきましては管轄が違いますので、なかなかこの部分で直接問題として捉えるのはどうなのかという気はしますけれども、ただ、地域というものは、市だけでは防犯をやれない、警察もいる、民間団体もいらっしゃるということで、一体的に進めていかなければならぬのが実態だと思います。

ですから、別な機関で行っているものの現状や問題、課題、それらも含めて、ここで俎上に載せながら、市としてどのようなことができるのかということは議論していく必要があると思います。

ただ、今おっしゃられた中で、確かに交番の警察官が常時いないとするところ、例えばO Bとか、あるいは地域の人がそこにかわるがわるいともいいのではないか、というような発想もできなくはない感じていますが、機関が違いますので、市民の協働の取組の仕方、行政機関としては、他の機関であっても検討して行く必要があるのではないか、余地があるのではないかと考えたところであります。

会長 関連してご質問がありますでしょうか。

今日は、県警からMさんがいらしていますので、あとでまとめてお話していただけるのではないかでしょうか。

B委員 先日、立てこもり事件がございましたが、最近暴力団の抗争に起因する犯罪が、凶悪犯罪につながってきますし、命にかかる犯罪が、かなり多発していると見受けられる。

同時に、我々の住まい、住宅地の中にそういった関係の方が、あるいは、らしき方がお住まいになっているということで、非常に不安感がつのっている。

あるアパートの住民の方々がほとんど出て行ってしまったことがあったが、その原因はやはりそのような方がそのアパートにお住まいだったという事例もありますし、また、先日、これは犯罪にはなりませんでしたが、ある道路の交差点に一台の車が止まっていて交通渋滞となり、車に乗っている人がどうなのだろうと見に行きましたら、携帯電話をかけていたのですが、一向に動こうとしない。

注意しようとしたのですが、それらしき人だったので恐いということで、20分以上渋滞が続いてしまった。

こういったことが、非常に身近なところで起きてきていることからして、暴力団抗争にかかわる犯罪、実態、特に駅東については、真空地帯になっているということで抗争がかなり引き起こしやすい状態になっているということも聞きますので、この点も犯罪多発の背景にあるものの中に含まれるような気がします。

ただ、文章化して出すことが適當かはわかりませんが、いずれにしてもその実態を県警さんからお聴きしたいと思います。

会長

ありがとうございます。

B委員は、自治会連合会の理事さんですから、自治会では今おっしゃったような犯罪などの防犯の取組は続いているのでしょうか。

B委員

市自治会連合会事業計画の中で、これまでの防犯活動事業というのは、防犯灯の設置管理ということが中心でありましたが、今年度から新たに事業計画の中に組み入れましたのが、防犯活動を実施している自治会や、地区の自

治会連合会がございますが、こういった地域社会の安全を守る防犯活動の支援を、市内一斉に取り組んでいく、そういった状況でございます。

会長 ありがとうございます。

次に、C委員お願いいたします。

C委員 先ほどの交番が留守がちであるということに関連してですが、うちの方では駐在所なのですが、これは駐在所というよりは不在所というような傾向がある。

必要な時に電話しても、不在のときが多い。

警察官を増員することは大変なのかなとは思うのですけれども、今失業している人達もたくさんおりますが、警察官を増やして、まちの安全ということに、もっと人数的に充実していただければありがたい。

市民とか、町民とか、地域の人々というのは、駐在所とか交番に灯りがついている、それからそこに行けばいつでも対応してくれる人がいる、これだけで、すごく安心感がもてるのではないかと思う。

できれば、そういうところから充実していただけないかと思う。

うちは、市営住宅を抱えておりますので、本当に何でもあるのです。

今朝も、車のナンバーが前も後ろも持っていたいれたということで、こういうことがまず朝早く飛び込んできまして、何日か前は市営住宅の中で親子で争い事をして息子さんが母親を刺して、そして自分も亡くなっているということで、無理心中ということでしょうか、こういった事件も起きている。

ですから、本当に心配な地域ですので、何かもっと皆さんが出でて住めるまちづくりができるものかと常に考えている。

会長 ありがとうございました。

ほかにこれに関連したご意見ございますか。

- D委員 安全で安心なまちづくりというのは、先程少しでましたDV、つまり家庭の中の暴力、家庭内暴力についても視野に入れた安心のまちづくりと解釈していいのでしょうか。
- 岡地課長 今後の皆さんのご意見によると思いますが、先程会長からございました、出口ベースをどのような形にするのかということもあるかと思いますが、条例をつくるときに、条例の中に盛り込むべき事項、対象範囲をどこまでとするかということだと思います。
- 他市の状況を見ますと、防犯、災害、これらに特化した条例が多くなっていますが、ただそれだけでいいのかという疑問を持っておりますので、今ありましたDVの問題や、児童虐待、これらについては別に法律がありますけれども、あとは消費者問題などについて、宇都宮市として先進市にない、宇都宮市の特徴を入れたものでもいいのではないかということもありますので、こういったことについては皆さんのご意見をいただきていきたいと考えております。
- 会長 D委員、よろしいでしょうか。
- D委員 はい。
- E委員 安全で安心なまちづくりということばの後ろには、犯罪、防犯に特化した資料が多いという気がしますけれども、例えば人権や災害、こういったものも範疇に含まれるのかお伺いしたい。
- 岡地課長 そういうことも含めまして、今後皆さんのご意見をいただきながら内容を固めていきたいと考えております。
- E委員 迷惑防止条例においては、地域によって特化したものがあって、市、町によっては、海浜をもっているところでは、それに特化した迷惑防止条例となっているので、そういうことで構わないということでおろしいのでしょうか

か。

岡地課長

はい。

E 委員

わかりました。

会長

皆さんとのぞぞの立場から、色々安全で安心なまちづくりのイメージをつくっていただいて、色々ご意見を出していただいて、条例としてはどういった形となるかは、あと数回でまとめられればいいと考えております。

F 委員

資料4の4ページに本市における取組状況についてお聞きしたいのですが、学童、消費者などについて色々な取組状況が述べられておりますが、特に障害者の中でも聴覚障害者、視覚障害者への主な取組があるのであればそれがわかるようにしたほうがよいのではないか。

あわせて、意識調査につきましても、目を向けてもらえればと思います。

会長

お訊ねについては、わかりましたでしょうか。

F 委員は長いこと障害者の問題にかかわっておりますが、もう少し具体的に、例えば視聴覚障害者に対してはどういったまちづくりが求められるのか、それに対してこれまでどういった取組が行われて、今後の取組、あるいは条例における位置付けが多少イメージできるのですが、お願ひできますでしょうか。

岡地課長

児童関係につきましては、庁内に児童虐待の緊急連絡受理会議を、ソフト的には設置したり、児童家庭相談所を設置しております。

障害者につきましては、給付の項目の中に携帯電話というものがございまして、メールでもって119番できる仕組みを宇都宮市ではつくっておりまます。消防署にも携帯電話を置きまして、何かあってもそこに連絡すれば、消防で直ぐに対応できる体制となっている。

IT化に伴う情報に基づく結果として、防犯などに対する対応を行ってい

る。

こういったものについて、今後、条例の中では具体的なものについては盛り込むことはどうかと思いますが、目的的には援護を必要とされる方、児童や障害者を含めてですが、そういった者に対する配慮については、条例の施策の方向性の中には組み込んでいくべきではないかと、現時点での私の考えですが、こう思っております。

会長 よろしいですか。

F 委員 施策に取り組む姿勢としては、だいたいいいと思います。

あわせて、多くの聴覚障害者(聴障者)から伺いますと、耳が聞こえないことから生ずるであろうことの防止策としての色々な道具をいただいていると大変感謝しております。

今の携帯電話のメールもそうですが。

ただ、高齢聴障者にとっては、実際には、使いづらく、むしろ定型文ファックスの方が便利との声を伺っています。先程たまたま1階で聴障者の方とお会いしまして、色々伺いましたが、とにかく、安全で安心して暮らせるまちづくりを是非行ってもらいたいということでした。

毎日が不安であるそうですが、一番大事なのは何かといいますと、隣近所なのです。

まちづくりの出発点は、向う三軒両隣である、と今でも力説されておりますが、中々実践され難いようです。

何か実践されるような方向付けが、あったらどうかと思います。

会長 ありがとうございます。

ほかにこれに関連してございますか。

A 委員 今後の課題についてが、第5にありますけれども、ここにあります考え方

が、今後の条例化に向けての、色々な発想の素となってくるのではないかと思うのですが、最後の事業者という括りなのですが、説明の中では企業、団体もとなっておりますが、むしろ事業者というよりも、企業、団体等と最初から括ってしまったほうがよろしいのではないか。

団体といいますと、宇都宮全市的な団体もありますし、各地域にも色々な団体がありますので、そういった団体の活用が大変大事になってくるのではないかと思いますので、考え方がもしそのようで結構であるということでしたら、そのように我々も判断してはどうかと思います。

会長 それについて、ご意見ありますか。

岡地課長 そのような考え方で結構でございます。

会長 事業者の範囲をかなり広く考えていいのですね。

ほかにございますか。

G 委員 私は消費者行政に携わっておりますが、相談件数が非常に増えていますが、先ほどのありました、あまりに密集地帯になってきますと隣の方が隣の方に被害を加えてしまうことが多くなりまして、私も実際身を持って体験しましたが、人権の問題とか色々な問題がありまして、警察の方が入っていただいても対処できないという状況が・・・

会長 聞こえますでしょうか。

もう一度お願ひします。

G 委員 消費者の問題を担当させていただいておりますが、今、悪質商法の問題に宇都宮市が巻き込まれている状況で、こういったものに対する取組を条例的に確立できれば、いち早く被害を少なくすることができるのではないかという思いを強くしている。

消費者法というのもだんだん改善されまして、消費者を守るという法律は

できておりますけれども、それでもまだまだ、県や市に相談にこられる方は氷山の一角で、多くの方はそういったことに泣き寝入りしている場合があるということを伺ったことがありますので、是非、宇都宮市として力を入れて取り組んでいただければと思っております。

先程申し上げましたことは、個人的なものもございまして、やっぱり、警察との取組というか、安全安心を進めようとしても、やはり警察に頼るところがあるのですが、遠くから来ての被害ではなく、身近にそういったものが隣接している、そういう時代であり、色々な心の病を持っている方が身近にいらっしゃるということで、これは人権的な問題もあって厳しいというお話を警察の方からお伺いしたのですが、一番にはコミュニケーションとか、隣近所、また、地域のコミュニケーションをとっていければ、違うのかとう思いもありますので、安全で安心な宇都宮市をつくっていく条例ができればと思っています。

会長 ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

岡地課長 期待に添えるようがんばります。

会長 では、H委員お願いします。

H委員 今、G委員のお話にも出ていたのですけども、悪徳商法的なものも、一般の市民の方からすると非常に不安である。

今、継続してやらせていただいているのですけども、私ども建築士会の方で住宅地相談会というものをやっているのですね。

一般の市民の方から結構おいでになられるのですが、まあ、関連するということで、非常にそれに近い迷惑或いは、被害を受けている方が、結構大勢、宇都宮市にいらっしゃる。

それに対して受入機関というか、受け皿というか、各方面いくつかやって  
いるのですが、やはり民間ですとどうしてもご相談行かれる方が、安心して  
行けない。

逆にいえば、それを逆手に取られて、逆に営業をかけられてしまうのでは  
ないかとの心配がある。

そういう点を含めてやはり公な所でやることによって、相談者も、全く  
安心して行けるなど、まあ、そういう風な感覚で来られる。

私も、そういうご意見を聞いていますけども、非常にこんなことが  
あっていいのだろうか本当にがっかりするようなことがございます。

そういうことも含めていろいろこう、だいぶ枝分かれしていくと思うのす  
が、最終的にどの辺までですね、出口の部分で絞つたらいいのか、まあ、そ  
こらへんがですね、相当広くなるのじやないか。

5回ぐらいの懇談会でまとめることができるのかと思ったのですけども、  
やはりまちづくりは非常に難しいと思うのですね。

やはり先程おっしゃっていましたけど、向う三軒両隣、全くそのとおりで  
ね。

昔の下町ですね。そういう情緒の通った都市が再生できるかということ  
なのですが、現実的に考えるとやはり、今これだけ、核家族化が進んで、  
今の経済情勢をかんがみると、現実的には、非常に難しい。

じゃあその難しい部分を条例であり、そういうたるもので、どのようにカバ  
ーしていくのか、これから論点になるのかなという感じがします。

まちづくりも手がけておりますけれども、宇都宮の大通りにしても、夜8  
時にはほとんどのシャッターが降りてしまい、何かあった時に、それこそさ  
つきの話じゃないですが、逃げ込む所がない、これをどういうふうにしたら

犯罪から弱い女性や子供を守れるのか。

あるいは、大勢の中で、いじめという誰も手を出すことが出来ない状況が発生していることもあるようです。

かたや、交番に行けばお巡りさんがいない。

本当にまちづくりの第一歩は、何になるのかなという感じがします。

それは、皆さんとですね協議していければいいなと思いますが、ちょっと難しいかなっていう感じも正直思っています。

会長 ありがとうございます。ほかに何かご意見ありますか。

はい、I 委員

I 委員 資料の中で、家庭の教育力の低下ということが記載されておりますが、私は、PTAの代表をしまして、私は非常に耳が痛いのですが、その中で非常に規範意識の低下とかそういうことを言われている中で、やはり世間的に今まで考え方方が非常に今の時代だからということでゆるくされている部分が非常にあると思うのですが、その中で先程から警察のことであれなのですが、非常に最近よく見るのが子供たちの原付の2人乗りとか、業務で乗つらっしゃる方たちも平気でノーヘルで走つていらっしゃるとか、そういうものに関して、全然取締りがないのかなと。

昔は、非常にそういうことをしたら、見つかったらどうしようというドキドキがあったのですけども、今は、そういうものがないのかなと、平気で乗っている方やなんかもノーヘルで乗つていて捕まったことがないのかなと思うことがあるのですが規範意識という中で、松本委員からも出ました薬物問題で薬物のはしりがよくタバコと言われていますよね。

今せっかく公共機関等で、学校なども含めて、先生方も苦しいのを我慢しながら、禁煙ってことになっていますけれども。

あと今、歩きタバコの問題で、千代田区でもあのような問題がありますので、もし、こういう条例が制定できるのでしたら、そういう問題とか、あと、子供にタバコを売る方の規制とか、そういうことも含めて、考えができないものかなと非常に思いました。

規範意識って何が規範意識なのかなって。

最近、よく私らも含めて年齢的の上の方からも、今の時代だから、と妥協してしまう。

中教審で有馬さんが、近所のかみなり親父を復活させるとかどうのこうのとかの話もあったかと思うのですが、そのような中で、やっぱり変なおじさんだと思われたくないという意識もあると思うのですが、そこらへんが規範意識の問題っていうのは条例的に難しいとは思うのですが、今、平気で高校生が自転車でタバコを吸いながら乗っていますよね。

そういうものに対して何かもっと条例や何なりで規制とかそういうものが出来ないのか、いけない事は、ちゃんといけないって、ちゃんとはつきり言える大人をつくってほしいかなと、私も含めて、そういうことを考えました。

あと先程少し出ました児童虐待の問題なのですが、そういういろいろな機関、組織等は、今どんどん考えていただいているのですけども、やはり、実際私達子供のそばにいると、子供っていうのは親の虐待に対して言えないのです。

いくらそういう機関があっても本当にこちらから、アクションをかけていかなかつたらダメだと思うのです。

もし、何か手遅れにならずに出来るようなことがあれば、お願いできないかなと思いました。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

I 委員は、 P T A副会長さんでしたですね。

P a r e n t - T e a c h e r A s s o c i a t i o nですか。

P T Aは今でも。

P T Aの方から最近の先生に対して何か注文はありますか。

私も先生なのですが。

I 委員 なかなか難しい。

会長 いい難い事は、もちろんおっしゃらなくとも結構なのですが、例えば教師は、もうちょっとこういうところを、教師が住みやすい安全なまちづくりにこう関わってほしいとかはありますか。

I 委員 どうしても先生方もそうなのですけれども、やっぱり自分の家庭が第一という部分があるのではないかでしょう。

ですから、なかなか自分の生活まで犠牲にしてまで、自分の子供達、というところまでは、なかなか熱血先生を希望しても、互いの生活もありますし。

ただその中で、うちの学校の先生は、一生懸命協力してくれますが、全体の中では、多少やっぱり問題のある先生もいるということを聞きます。

会長 ありがとうございます。

J 委員 ある高校に行った時、タバコの煙だらけで驚いたことがあります。そして更に驚いたのは先生が淡々と吸い殻を拾って歩いている光景でした。

火災予防も大切ですが、高校生という敷地内において有り得ないことを黙認することなく、犯罪を未然に防ぐという観点から、ルールを守ることに力

を入れて頂きたいと思いました。

誰が止めさせるのか。その時は、先生はしませんでした。親御さんも臭いで気付かないはずはないと思うのですが。

では、誰がするのでしょうか。警察や行政なのでしょうか。矛盾や疑問を感じております。身近な、根本的なところでどうできるか、答えを見つけていと考えています。

会長 そうですか。あと4回ぐらいありますからその中で見つかればと思います。

J委員 よその自治体情報を参考までに拝見しましたら、地震の多い所は、かなり防災色が入っていたり、都心部の方では防犯に絞られていたりと様々でした。

宇都宮は都市の方に近いので、防犯色が強いのかと思ったのですが、お伺いしていますと、DVも障害者も皆含めていくとのこと。

本当に安全で安心して暮らせるということは全てが含まれ、かつ、街中も全部ユニバーサルデザインという方向であって欲しいと思いますので、広い観点からの議論を望んでいるところです。5回ということですが、骨子を作ったあとはどういうイメージになっていくのか教えて頂ければと思います。

会長 あの、まちづくり基本条例的なものにするのか、具体的なまちづくりの、例えば環境を中心とした条例にするのか、市が資料を出している防犯的な条例にするのか。

これはこれからお話し合いをする中で、どういう条例が一番求められるのか、必要なのかということに焦点を絞っていくと思うのです。

ですから数回にわたりますけれど、皆さんの頭をフルに活用していただきたいと、それだけお願いいいたします。

はい。K委員

K委員 結果を取締るのも重要ですが、出来るだけ結果が出ない、健全育成とか青年達の気持ちを作るというのがまず、前提になってくるのじやないかなと思うのですね。

そういう人たちが、健全でない子供達が出来てれば、タバコを吸って歩くとか暴力を起こすとかそういうことはないものだから、そういうのも中に入れていただけたらありがたいなと思います。

会長 はい。ありがとうございます。

よろしいですか。

皆様から自然に意見がでてきてまして、あとお二人方からご発言がないようなのですが、このお二方もご専門家ですので、専門的な意見をいただけるものと思っておりますので、期待しております。

L委員、M委員それぞれ立場から、どちらの方からごでも結構ですが、意見をいただきたい。

L委員 安全で安心なまちづくりというものと直接関連するというわけではないと思うのですけれども、防犯という観点から思っていることを述べたいと思います。

日々、被告人、罪を犯した人の弁護をしていて思うのは、こういう罪を犯して、一応裁判にかけられて、それなりの罪を償って、いずれ、結局そういった人たちは社会に戻ってくることなのです。

今、保護司の方も日々感じていると思うのですけれども、罪を犯した人を罰してそれですむというわけではなくて、その人達が私たちの暮らしているところに戻ってくることについて感じるのは、戻ってきた時に二度と罪を犯

さないように生活できるような状況が整っているかというと、とても整えられないことが多いのです。

たとえば、物を盗んで捕まったという人ですと、家もない、仕事もない、何もないという状況で捕まって、その人が裁判にかけられて、刑務所にいったとして、出てきてもその人には住む場所もないので、同じことを繰り返してしまうというパターンが多いのです。

こういった人を弁護していると、こういった犯罪というものを根本からなくすにはどうしたらようのだろうと、いつも思うところであります。

安全で安心なまちづくりの中で、こういったことも含めてというのは無理だと思いますが、こういったことも、犯罪を無くすという意味では、元を断つ、そもそも犯罪を起こさせないようにするには、どういうふうにしたらいいのかという視点もあってもいいのかと思う。

会長 貴重なご意見ありがとうございます。

私も少年院の篤志面接員をやっていましたと、少年犯罪の場合は、はつきりしたことはわかりませんが、日本の再犯率は非常に低く、アメリカでは40パーセントを超える少年の再犯率だそうですが、日本ではそれに比べて半分の20パーセント程度だと聞いております。

ですから、それはでも、先程おっしゃられたとおり地域の力でというよりは、少年院の施設の力でということがあります。

本来、もっと理想的なのは、地域の力で再犯率が低くなれば、少年に限らず成人の再犯率もそうなる。

安全なまちづくりもかなり前進する。

そういうことが成功するまちづくりがもしできれば、宇都宮市は世界に誇れる条例、単に日本の中の条例ではなくなるかもしれない。

そこに特化した条例をつくるということは難しいかもしれません、そういった視点も大切だと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。

それでは最後に、皆さん期待してご意見をお待ちしていると思いますので、どうぞ。

M委員 まず、ご質問のありましたシンナーに関しては相当数減っていると思います。

以前は三桁台でしたが、今は二桁台となっております。

その分覚せい剤に移行したのかといいますと、これは検挙数ですが、検挙数はこここのところ横ばいとなっております。

B 委員から質問のありました犯罪多発の実態についてですが、これは、全国的に相当数増えております。

宇都宮市も右肩あがりですが、宇都宮市では県内の発生件数の 30 パーセントくらいを占めておりますが、栃木県全体でも右肩あがりとなっております。

ここ 6 年間連続して過去最高となり、今年は初めて 4 万件を超まして、40, 469 件と、警察が認知した数ですけれども、統計を取り始めて以来初めて 4 万件を超ました。

昨年来、全国の警察で街頭犯罪、身近なところで起きる犯罪、資料にも記載されておりますが、こういった犯罪が、犯罪の総量を押し上げています。

凶悪犯罪に至る前段階だということで、身近なところで起きる犯罪を重点的に取り締まる、ニューヨークのジュリアーニ市長が発言された窓割れ理論というものがありますけれども、軽微な犯罪を取り締まっていくことによって大きな犯罪が未然に防げるというものでありますが、昨年、ピッキング防

止法という法律ができまして、これは空き巣とか家に入って泥棒する時のドライバーとかバールとかピッキング用具とか、サムターン回しとかの道具を、持ち歩いている、犯罪に至る前の、道路にいる段階で検挙してしまうという趣旨の法律ができまして、栃木県内でも10件を超える検挙をしています。

また、昨年、先程お話がありましたけれども、今まで取り締れなかった、刑法ではカバーしきれなかつたものについて、迷惑防止条例を制定することで、ストーカー規制法に触れないつきまとい行為とか、これまで栃木県では処罰できなかつた行為を処罰できるようにする新しい条例をつくりました。

次に、C委員の不在交番の問題についてですが、交番にある人が電話をして、電話に出た警察官が電話をかけてきた人のところへ行ってしまうと、一人しかいない交番については一人の要件に対応してしまうといなくなってしまう。

よしんば5人いたとしても、5人目に電話をかけてきた人に対応してしまうと、6人目の電話のときには誰もいなくなってしまうという、物理的な問題ですので、若干難しいところがあります。

警察官の定員は、現在3,126人となっておりますが、緊急増員された平成13年以降で、375人、栃木県は定員が増えております。

これは、全国的に見ても相当手当されているところとなっております。平成12年当時、栃木県は、これははつきりした数字ではありませんが、警察官1人当たりの負担率は、全国で4位だったと思いますが、今現在でも、375人増やしても、なおかつ12位となっています。

一人当たり全国で、これもはつきりした数ではありませんが、530くらいが平均なのですが、栃木県の場合は650ぐらいとなっています。

警察官一人が 700 人弱の人に対応していることになりますので、 700 人の方皆さんに対応することは難しいということになっています。

ちなみに、 10 年前、 まだ犯罪の発生件数が 3 万件を切っている頃、 25,000 件台だったのですけれども、 その頃の警察官一人当たりの事件数は 9.8 くらいでした。

今現在は、 13 くらいとなっておりますが、 10 年前の、 平成 5 年のレベルに戻すには、 増員された現在の定員から、 更に 1,000 人増やさなければならぬ。

こういった状況にありますので、 いつ電話をかけても交番に警察官がいるという状態をつくるということは、 若干難しいところです。

こういったことでありますので、 今年から警察官 O B 、 東京都では東京都の職員を警察に出向させていますけれども、 栃木県においてはまだそこまでいっておりませんので、 警察官 O B の方に交番にいてもらって、 電話を受けてもらうとか、 パトロールしてもらうとか、 できる範囲でやっていただく制度をスタートさせました。

C 委員 いいですか。

会長 どうぞ。

C 委員 今、 行政とのかかわりについても、 精神異常の人で、 気候の変わり目になりますと裸で飛び出すとか、 奇声を発するとか、 そういうことがあったときに、 保健所に通報する仕組みはありますけれども、 保健所は警察が動いて始めて対応する。

それから、 先日の親子心中の事件につきましても、 たぶん親戚の方は前々から親子のトラブルがあったことはわかっていたと思うのですけれども、 朝からずっと、 5 階に住んでいたのですけれども、 5 階に行っても開かないの

で、心配して、住宅課に鍵をもってきてくれないかということで話をしたら  
しいのですけれども、住宅課では警察からの依頼がなければ動けないという  
か、2日ぐらい音信普通だったくらいでは行けないという対応であった。

それで、家族は困って、駐在所ということで行ったのですけれども、駐在  
所でも、2日間ぐらいではどこか旅行に行っているのかもしれないというこ  
とで、最初は真剣には対応してくれなかつた。

それで、5階ですから上がるだけでも大変、そこにいって、鍵を開けよう  
としても開かない、応答もないということで、上がったり下がったりするう  
ちに、どうしても心配だということで、再度駐在所に話をして、駐在所がで  
は市のほうの住宅課に話をして、とりあえず持ってきてくれないかというこ  
とで、さほど重大視はしていなかったと思うのですが、持ってきていただい  
て開けたところ、悲惨な状態で、すでに事切れていた。

何事かあったときに最初にお世話になるのは、駐在所とか交番とかの警察  
なので、警察の対応がなければ先に進まないというような気がしております。

M委員 非常に頼りにさせていただいて、ありがたいお話なのですけれども、平成  
12年の警察改革もあり、一般の方からの訴えにはより真摯に対応するよう  
にと指導しております。

中には、警察官が窓ガラスを割って中に入って助けたということもあります。

C委員 2階建ての市営住宅であれば庭から行けますので、住宅課からは、私たち  
民生委員とか保護司の立場ですと、緊急の場合は石でガラスを割って入って  
しまっていいといわれているのですが、割って入ることには抵抗があるので  
す。

- M委員 一般の方も迷うわけですから、警察官も事前の情報がないと割っていいものかどうか迷いますので、判断に難しいところがあると思います。
- そういったことで、よく知っている、状況を知っている方に、先程来ておりました地域コミュニティといいますか、隣近所の方の目が大切だと思います。
- そういった方がよく注意をしていてくれていますと、これは今すぐにやらなければならぬとか、わかると思います。
- 普段隣近所に関心を持っていない人が、たまたま関心を持っただけの状況があったとしますと、にわかには動きがたいと思います。
- そういったことがないように、常日頃から、隣近所とか自治会とか地域のコミュニティが非常に大切だと思います。
- 会長 ご活発にご意見をしていただいている途中ですが、時間がそろそろなくなつてしまひましたので、M委員には短くまとめていただきたいと思いますが、要するに、警察と犯罪とこの市の条例づくりとの関係で、もし今具体的にイメージをお持ちでしたら、こういった方向の条例づくり、出口を考えていることがありますでしょうか。
- M委員 先程来色々ご要望をいただいたわけでございますが、すでにそういった状態になっている、先程おっしゃったように、今現在の暴力団をどうするのか、今現在の非行少年をどうすることというとは、それはそれで大切なことですが、そうならないようにすることも大切だと思います。
- 子供のうちから、隣近所の人が、若しくは大人の人が、色々なことを子供たちに教えていくこと、人と人との繋がりといいましょうか、地域コミュニティを復活させるといいますか、そういったことが犯罪を防ぐことのソフト面になっていくと思います。

そういうことは、長い時間をかけて、今みたいな自己中心的な状況が生まれてきたわけですから、一朝一夕にして好転するというのは難しい状況にありますので、そういう施策を進めていくことに加えて、補完する意味で、環境設計といいますか、犯罪に遭いにくい住宅だとか公園だとかそういったものへの配慮、個人住宅の配置関係についてもありますし、例えば、ひったくりに関しては、ガードレールができてしまえば歩道を歩いている人がバックをひったくられることもなくなるわけです。先に申し上げた地域コミュニティを復活させていくといいますか、連携を強化していくということ、もう一つは、環境設計の面ですね、防犯に配慮した施策を進められるのが望ましいと思います。

会長

ありがとうございました。

色々な意見がありましたが、皆様からは少しづつしか意見を出してもらえませんでしたが、また、次回以降楽しみにしていただくというか、ここで意見をのべてやるぞというような気持ちを持っていただければ。

今日だけでは、自分自身でまとめられませんけれども、もう時間がないのでまとめませんが、大変参考に、勉強になりました。

後日事務局から送付される議事録を読み返していただければ、またご意見もまとめられると思います。

それと、後になってお諮りするのは少しあれですが、最初に会議録の委員名を、個人名を出さないということで決まったわけですが、よく考えてみると、この話した内容で完全に個人名がわかつてしまう。

あとで出たときにですね、個人名がAとなっていても、色々自己紹介もありましたので、話した内容で特定されてしましますので、皆さんさえ差し支えなければ、もうこれだけざっくばらんな意見が出せる会でしたら、どうで

しょうか、仮にどうしてもダメだとおっしゃっても残りの14人の名前が全部公表されてしまえば、私はいやだといわれてももうわかつてしまいます。

そういうわけで、議事録を読む方に、変に気を回したり推測をさせたりするよりも、もう初めから名前を出してしまった方がすっきりするのではないかと、会議を聞きながら、誰一人として自分の立場とは関係のない話をした方はいなくて、自分の立場でお話されていますので。

名簿は、公表されるのですか。

岡地課長 はい。

会長 そうしますと、あまり意味がないと思ったのですけれども、いかがでしょ  
うか。

変更になってしまふが、個人名は出すということで、差し支えないのではないかと思うのですが。

ただ、だめという人が一人でもいれば、最初の決定どおりといたします  
が。

H委員 よくわからないのですが、どことどこにこの会議録が出るのでしょうか。

会長 世界中に発信されます。極端にいいます。

H委員 ホームページに出るのですね。

わかりました。

会長 世界中に配信されることになります。

はい。A委員どうぞ。

A委員 私、先程AとかBとか代名詞的なものでと申し上げましたが、その必要はない  
ないと、今の会長がおっしゃるとおりだと思います。

ただ、どうしても匿名にしてくださいという方がいらっしゃったら、しか  
も、その内容が匿名にすべきであるという判断があったときは、匿名にす

る。

前提として、匿名にしないということでいいのではないでしょうか。

会長 そうですか。

はい。D委員どうぞ。

D委員 匿名の方がいいと思います。

具体的な話になっていくと、匿名の方がいいのではないでしょうか。

会長 わかりました。

私も少し言い過ぎました。

最初に決めたとおり、匿名といいますか、A委員、B委員ということで、  
あっちにいったりこっちにいったりして申し訳ありませんが、お話の内容で  
どの委員かがわかつてしまうことは止むを得ませんので、名簿は公表するこ  
とで構いませんか。

#### 【意義なしの声】

会長 では、名簿だけは公表させていただきます。

それでは、時間がずいぶんたちましたので、今日のメインの審議はこれく  
らいにいたしまして、今後のスケジュールについて議題といたします。

## 5 議事

- 今後のスケジュールについて 【別添資料6参照】

- 事務局から資料6に基づき、今後のスケジュールについて説明

会長 皆様のお手元にございます、安全で安心なまちづくりに関する意見等につ  
いてどうい用紙がありますが、積極的に、次回までに、皆様がいい足りなか  
った部分などについて文章でいただけると大変幸いです。

5 議事  
・ その他

会長 それでは、今日の議題は全て終了いたしましたが、特に皆様方からお話が  
ありますでしょうか。

ないようですので、今日は長時間、熱心なご議論いただきまして、また、  
司会の不手際がございましてわざわざ混乱させてしまいまして申し訳ござい  
ませんでした。

これから度々こういったことがありますので、遠慮なく叱咤してください  
よう、お願いいたします。

ありがとうございました。

閉会 (午後4時)